



分ければ資源、混ぜればゴミ

〈農業用使用済プラスチック〉 適正処理のご案内

廃プラリサイクル率100%に向けて



農業者が排出する使用済プラスチック(廃プラ)は、自らの責任で適正に処理することが義務付けられています。

使用済プラスチックは、乾燥してから農ビ(塩化ビニルフィルム)、農PO・農ポリ、色ものマルチ、その他(肥料袋、育苗ポット、トレー、コンテナ、灌水チューブなど)に分別し、異物を除去して梱包してください。

分別

廃プラの適正処理は分別回収ができなければ、リサイクル処理はできません。使用済みフィルムは、(農ビ)と(農PO・農ポリ)の見分け方を参考に分別します。農ビは、燃やすと有害な塩化水素が発生しますので、分別を徹底してください。それ以外では、使用済のマルチも区分してください(特に色物マルチなど)。



農ビと農PO・農ポリの見分け方

農ビ

農ビ

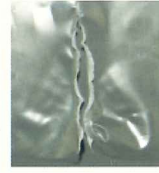
- 農ビの分別にあたっては、このマークを目印にしてください。
- 切り口が透明で、波が少ない。
- 燃えにくく、刺激臭あり。
- 柔らかく、伸びがある感じ。



農PO・農ポリ

農PO ノーポリ

- 農PO、ノーポリと印字。または、何も印字なし。
- 切り口が波を打ち、白化。
- よく燃える。ろうそくのような臭い。
- やや硬く、ゴアゴアした感じ。

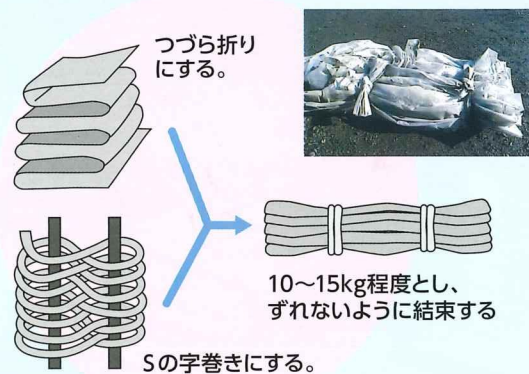


異物除去



飛散防止に使われている金具・金属類や木片、付着した土砂・石、作物残滓などはとりのぞいてください。

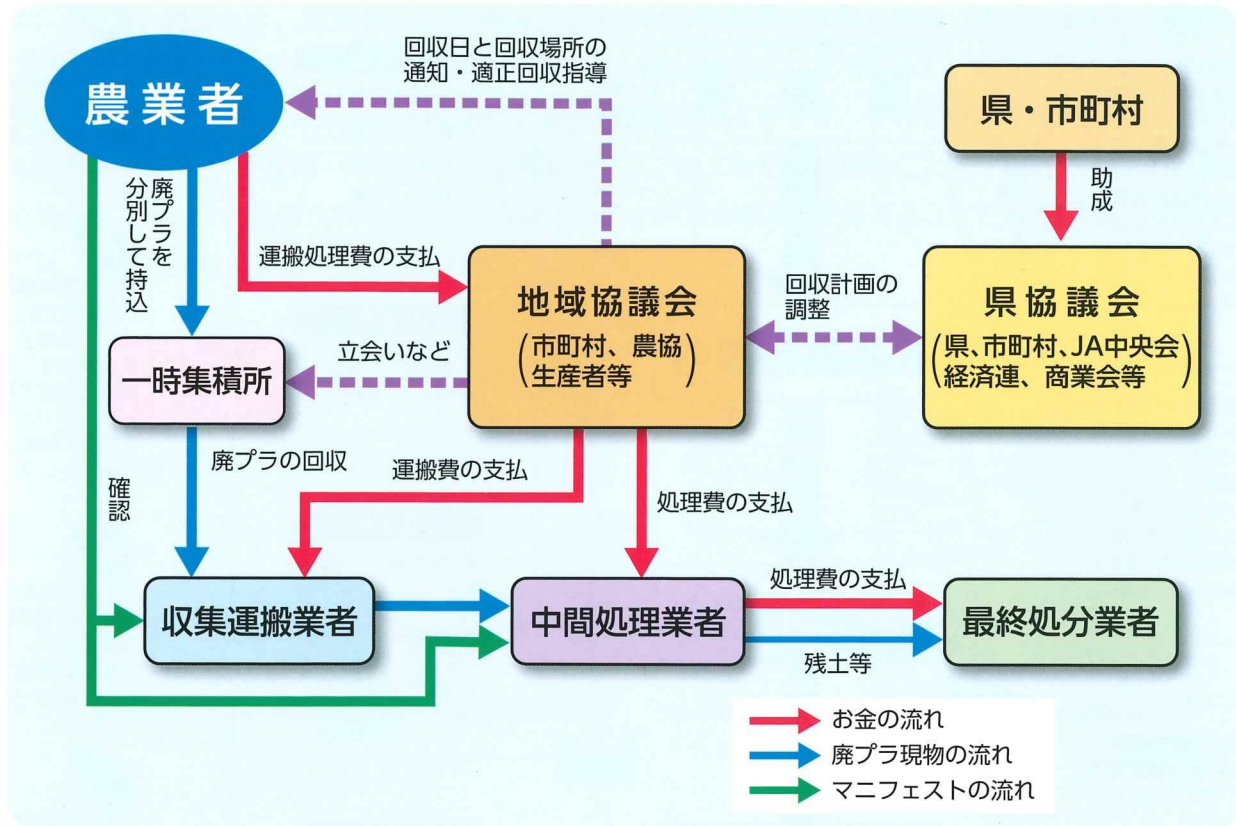
梱包



ハウスやトンネル被覆フィルムから取り外した被覆資材は、10kg~15kg程度の大きさでつづら折りにし、2~3か所を縛ります。梱包方法は各地域により違う場合がありますので、各地域の方法に従って梱包をお願いします。

適正処理は、地域協議会（市町村協議会）の回収システム、ルールに協力することが大切です。回収処理費は、原則排出事業者（農業者）が負担します。

回収処理・経費徴収システム（事例）



地域協議会（市町村協議会）の事務代行について

農業者から地域協議会への事務代行を委任する場合、分別された廃プラの数量を記載した委任状を毎年提出してもらいます。

地域協議会においては、規約を制定し、組織体制の整備を進めます。

農業者から事務代行を委任された地域協議会は、次の事務をします。

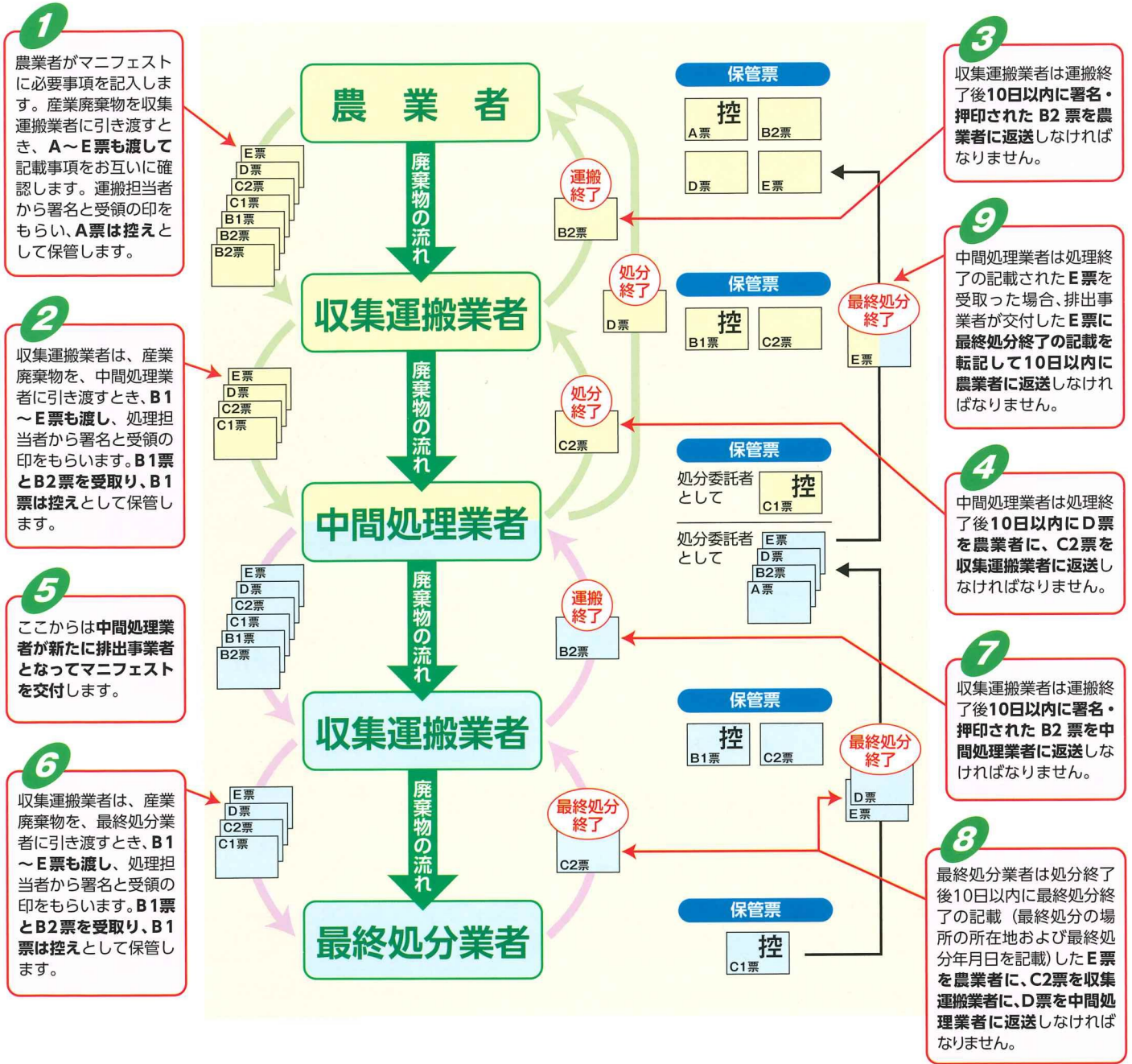
- ① マニフェストに必要項目を記入し、運搬・処分業者に渡します。
- ② 運搬・処分後に返送されてきたマニフェストを確認し、控えと照合します。
- ③ 運搬・処分から90日以内にマニフェスト、B2票、D票、180日以内にE票が返送されてこない時は、問合せ確認するとともに関係都道府県知事等への未回収の報告が必要です。
- ④ マニフェストの交付状況について毎年6月30日までに都道府県知事に報告が必要です。

委 任 状			
私は、_____に、産業廃棄物収集運搬・処理委託契約締結に関する事務及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、回収、確認、その他の事務を委任します。			
なおこの場合も、産業廃棄物排出者としての責任は私に存することを確認します。			
予定排出量は以下の通りです。			
年間	塩化ビニール	〇〇〇〇 kg	
	農膜リ	〇〇〇〇 kg	
	△△△	〇〇〇〇 kg	
	□□□	〇〇〇〇 kg	
	令和	年	月 日
	住 所		
	氏 名		印

産業廃棄物と manifests の流れ

(中間処理を経由する場合)

農業者は廃棄物の種類ごと、行き先ごとに manifests を交付する必要があります。



manifests の保存義務

- 農業者はA票、B2票、D票、E票を交付の日から5年間保存する義務があります。収集運搬業者、処分業者も同様です。

manifests の確認義務

- 農業者は、委託業者からB2票、D票、E票が返送されてきたら、保管していたA票と照合し、指示どおり処分が行われたか確認します。
- manifests 交付日から90日以内にB2票、D票が、180日以内にE票が返送されない場合は、委託した廃棄物の状況を確認し、適切な措置を講じ、都道府県知事等に報告する義務があります。

manifests の報告義務

- 一年間に交付した manifests の交付等の状況に関して、都道府県知事、または政令市の長に報告しなくてはなりません。

マニフェスト(産業廃棄物管理票)制度により、農業者は適正処理の最後まで確認することが義務付けられています。

マニフェスト制度とは、農業者が使用済みプラスチックの処理をするときに、マニフェスト(管理票)に使用済みプラスチックの種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、収集・運搬業者から処分業者へマニフェストを渡しながらか処理の流れを確認するしくみです。それぞれの運搬・処理終了後に、農業者が各業者から運搬・処理終了を記載したマニフェストを受け取ることで、委託内容どおりに使用済みプラスチックが処理されたことを、確認することができます。そうすることで社会問題となる野焼きや、不法投棄などを未然に防ぐことができます。

マニフェストの不交付、虚偽記載、虚偽マニフェストの交付、マニフェスト写しの不送付、確認義務違反、保存義務違反などは1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。また、不法投棄・不法焼却(野焼き)は5年以下懲役又は1000万円以下の罰金に処せられます

主な罰則規定の例 (廃棄物処理法 第25条から第34条)

不法投棄・不法焼却(野焼き)等をした時	5年以下の懲役・1000万円以下の罰金(注1)
処理委託基準(注2)に違反した時	3年以下の懲役・300万円以下の罰金
マニフェストを交付しない場合	1年以下の懲役・100万円以下の罰金
マニフェストに虚偽の記載をした場合	1年以下の懲役・100万円以下の罰金
マニフェストの保存義務違反した場合	1年以下の懲役・100万円以下の罰金

(注1) 法人の場合は3億円以下の罰金

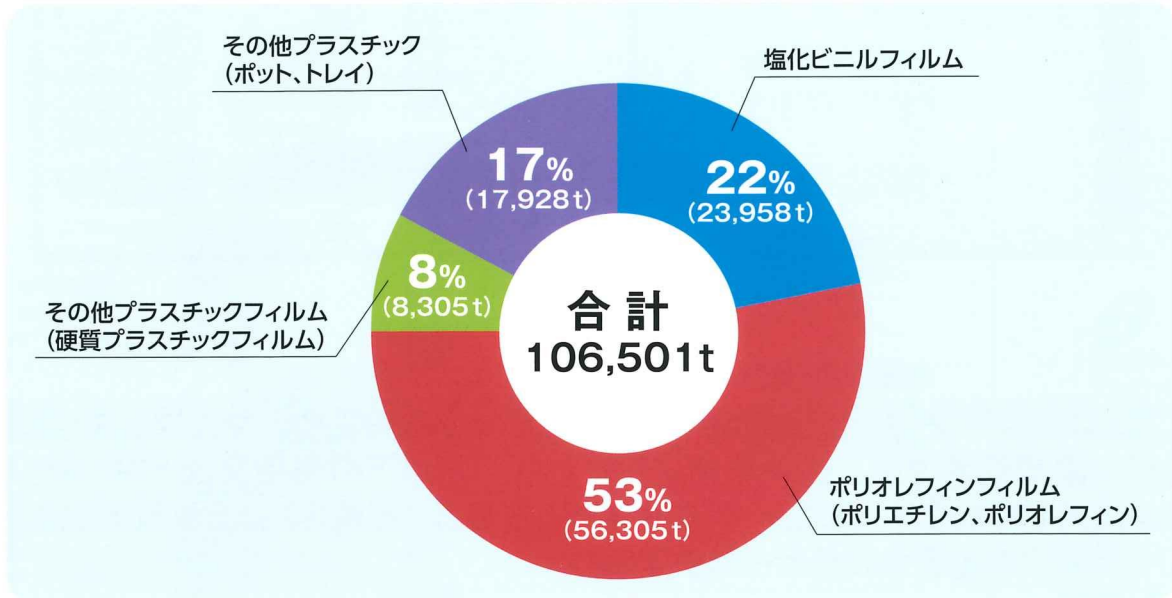
(注2) 農業者が、使用済みプラスチックの運搬・処理を業者に委託する時に、満たされていなければならない基準。

「業者とは書面で契約しなければならない」、「委託する業者は許可を受けた業者で、委託する内容が許可内容とあっていること」など

使用済プラスチックの排出量は、年間10.7万トンにも達します。

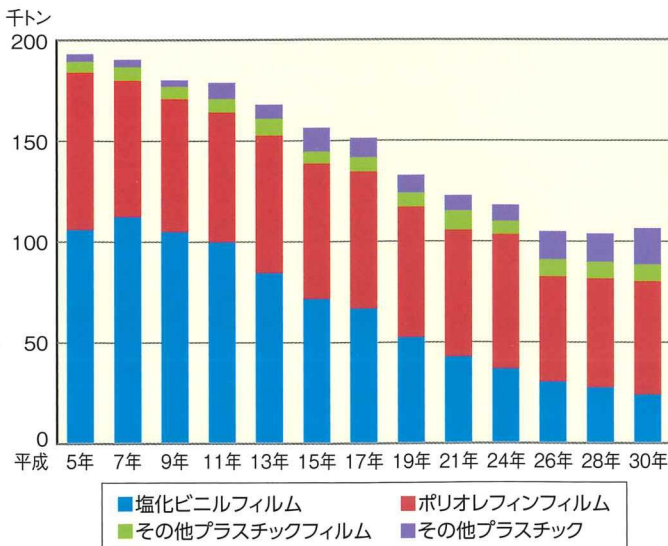
農業用使用済プラスチック処理の現状

- 排出量を見ると、近年、ポリオレフィン系フィルムの割合が増えて半数を占め、次いで塩化ビニルフィルムが多い。
- 農業分野から排出される廃プラスチックの量は、農業用ハウスの面積の減少や被覆資材の耐久性向上等により全体的には減少傾向にある。
- 農業由来の廃プラスチックは、産業廃棄物として適切に処理する必要（排出者の責務）、その処理方法は、平成5年には焼却が一番多かったが、平成26年には再生処理の割合が76%まで上昇。
- 塩化ビニルフィルムの再生処理は、床材等へのマテリアルリサイクルが中心で、ポリオレフィン系フィルムの再生処理は、サーマルリサイクルが中心。

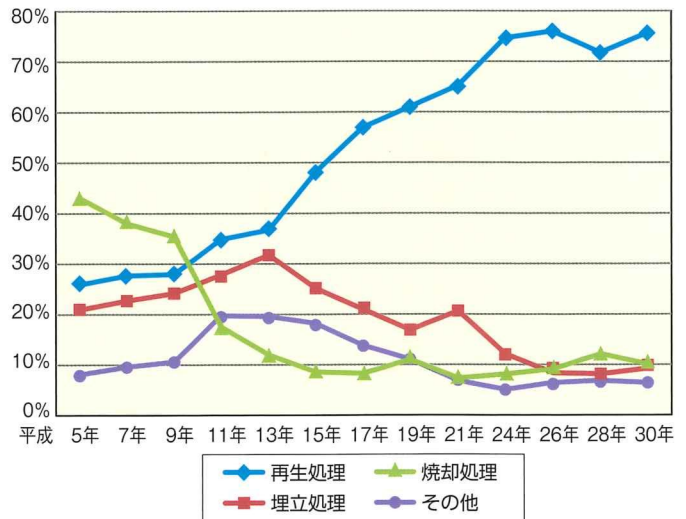


農業由来廃プラスチックの排出状況 (種類別)

資料:農林水産省「農業用廃プラスチックの排出及び処理の状況(平成30年)」



農業用廃プラスチックの排出量の推移



農業由来廃プラスチックの処理方法の推移

資料:農林水産省「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する実態(平成30年)」

使用済プラスチック(産業廃棄物)を運搬する車両には、表示および書面が必要です。農業者が収集場所に運ぶ場合も同様です。

表示義務について

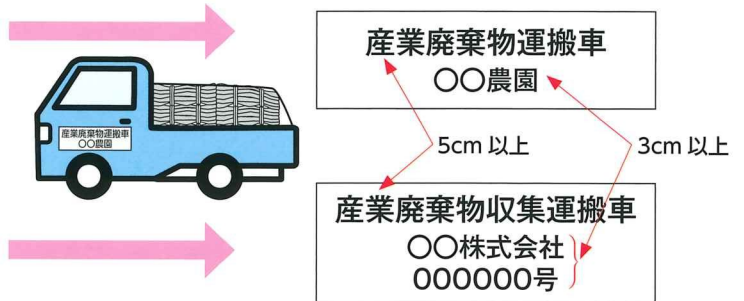
産業廃棄物を運搬する際は、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

農業者が自分で運搬する場合の表示

- ① 産業廃棄物を運搬している旨の表示
- ② 農業者名

産業廃棄物収集運搬業者が委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合の表示

- ① 産業廃棄物を運搬している旨の表示
- ② 業者名
- ③ 許可番号(下6ケタ以上)



表示の際の注意点

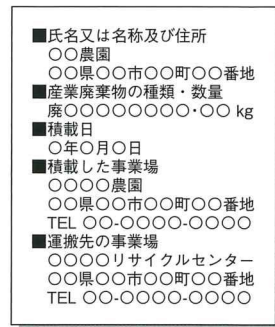
- ・見やすいこと ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること ・識別しやすい色の文字であること

書類の携帯義務について

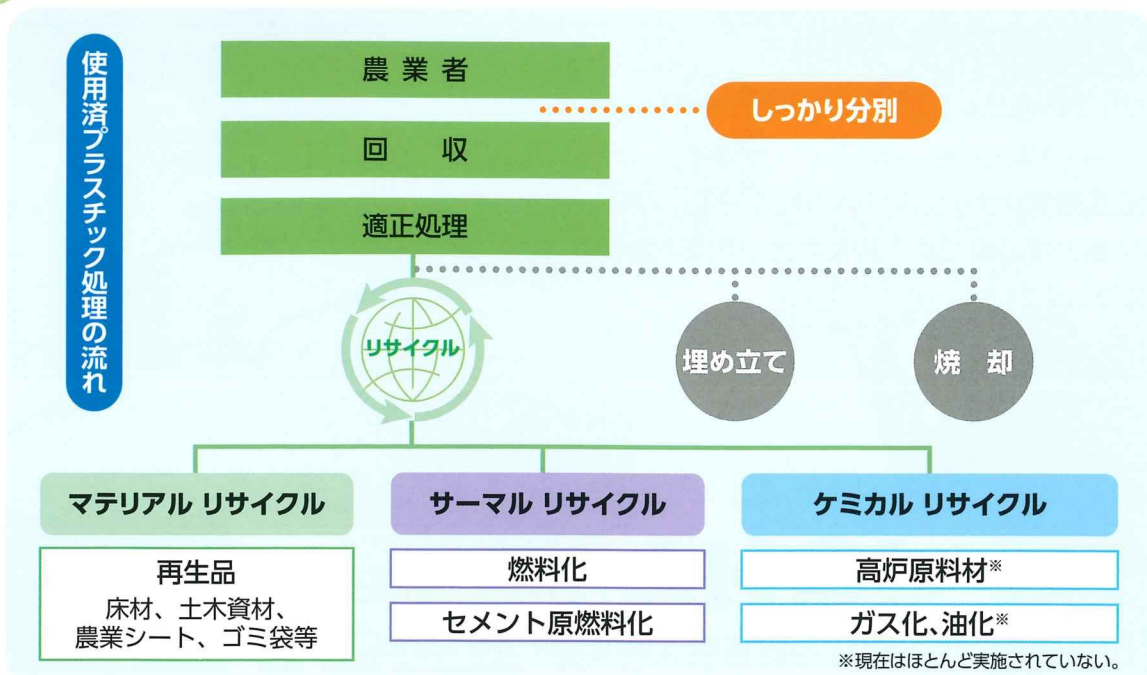
産業廃棄物の運搬車は、次のような書類を携帯しなければなりません。

農業者が自分で運搬する場合の常時携帯する書類

- ① 氏名又は名称及び住所
- ② 運搬する産業廃棄物の種類・数量
- ③ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ④ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ⑤ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先



使用済プラスチックのリサイクルシステム



農業用使用済プラスチックの資源循環に向けた将来の方向性

プラスチック資源循環促進法が成立し、令和4年4月から施行されます。海洋プラスチック問題、国際的な資源・廃棄物の制約、自然災害の頻発などの課題を解決する持続可能な政策が求められる時代になりました。プラスチック製品・資材が生産・生活にとって欠かせない一方、プラスチックの資源循環に向けて3Rの取組みが必須です。



1. 分別・異物除去の徹底「分ければ資源、混ぜればゴミ」

2021年5月農水省では「みどりの食料システム戦略」の中で、2035年までにプラスチックのリサイクル率100%目標を立てています。現在、農業廃プラは再生利用と熱回収を合わせて75%程で推移、リサイクル率100%を目指すには、製造、流通販売、排出者それぞれが連携しても相当の努力が求められます。農業者が分別と異物除去を徹底して回収できるように行政及び製造・流通販売・農業者が協力連携して取り組むことが必要です。

2. 減プラスチック（リデュース）

プラスチック排出量を減らすには、中長期展張フィルムへの転換や生分解性プラスチックの利用拡大により進めることができます。生分解性フィルムは、価格は高いが、圃場鋤込みで回収不要となり、処理費用も発生せず、トータルとしてメリットが大きい。

3. 新たな資材開発と機能性向上の研究、新たな出口対策の創出

リサイクル容易なプラスチック資材の開発や生分解性プラスチックのコスト削減・機能性向上を進めるとともに、製品の製造技術やリサイクル技術の開発普及、並びに再生品の利活用拡大が必要です。新たな出口用途を創出することも大切です。

